# フライボール規程

#### 第1章 総 則

第1条 この規程は、定款第33条(1)により、フライボール競技について定める。

# 第2章 コース

#### (競技リング)

- 第2条 競技を行うリングは、最低25m×10m以上とする。
  - 2 リングは、ネット又はフェンス等の適切な手段で囲むこととする。

#### (レーン)

- 第3条 レーンの構成は、次のとおりとする。
  - (1)スタート・フィニッシュラインの手前に6mの助走区間を設けなければならない。
  - (2)スタート・フィニッシュラインから第1ハードルまでの距離は1.8mとする。
  - (3)4台のハードルは、各3mの間隔で設置しなければならない。
  - (4)第4ハードルからボックスペダルまでの距離は4.6mとする。
  - (5)2つのレーンの間隔は最低3m、最大6mとし、レーンの幅は90cmとする。
  - 2 個人競技において、ヒートで使用するレーンは、予め主催者によって決定する。なお、ヒート毎 のレーン変更は行わず、同一レーンで行なうこととする。
  - 3 チーム競技及びダブルス競技において、ヒートで使用するレーンは、競技開始前に抽選によって 決定する。なお、ヒート毎のレーン変更は行わず、同一レーンで行なうこととする。

#### (ハードル)

- **第4条** 個人競技において、ハードルの高さは、スモール20cm、ミディアム30cm、ラージ40cmとする。なお、ハードルの高さには、上部カバーの厚みは含まないこととする。
  - 2 チーム競技及びダブルス競技において、ハードルの高さは、当該チームの中で最も体高の低い犬のカテゴリーの高さとする。

# 第3章 用 具

# (用具)

- 第5条 競技に使用する各用具は、出陳犬に危害を及ぼすものであってはならない。
- 第6条 原則として本会指定の用具とする。
  - 2 ボックス及びボールは、各チームが用意する。
- 第7条 主催者は、予備の用具及び個人競技用のダミー犬を用意しなければならない。

#### (用具の種類)

- 第8条 用具の種類は、次のとおりとする。
  - (1)ハードル。

危険防止のため、ハードルの上部はカバーを被せなければならない。

(2)ボックス。

ボールの飛行曲線においては、ボックス上部のソフトカバーに触れてはならない。なお、基板の

長さは60cmから65cmとし、幅は30cmとする。

- (3)バックストップ・ボード。
- (4)スタート・フィニッシュポール。
- (5)ジャッジパネル。
- (6)ボール。

原則として、空気の抜けていない正規のテニスボールとする。但し、犬のサイズを考慮し、危険性のない弾むボールで、審査員長が認めた場合使用することができる。

**第9条** 出陳犬の首輪は、競技中に危険が及ばないことを原則とし、緩んだ状態が維持できる平首輪(フラット・カラー)及び胴輪(ハーネス)とする。

# 第4章 競技構成

# (チーム競技)

- 第10条 1 チームは、4 名のハンドラー及び4 頭の犬とする。
  - 2 チームは、補欠の犬を1頭以上、補欠のハンドラーを1名以上用意することができる。
  - 3 各チームの代表者は、競技開始前にハンドラー名及び出陳犬名を主催者に提示しなければならない。
  - 4 補欠の犬または補欠のハンドラーが出陳する場合は、競技開始前に主催者又は審査員長に報告しなければならない。

# (ダブルス競技)

- **第11条** 1 チームは、2 名のハンドラー及び2 頭の犬とする。
  - 2 チームは、補欠の犬を1頭以上、補欠のハンドラーを1名以上用意することができる。
  - 3 各チームの代表者は、競技開始前にハンドラー名及び出陳犬名を主催者に提示しなければならない。
  - 4 補欠の犬または補欠のハンドラーが出陳する場合は、競技開始前に主催者又は審査員長に報告しなければならない。

# (個人競技)

- 第12条 個人競技は、1名のハンドラー及び1頭の犬とする。
  - 2 ハンドラーは、競技開始前にハンドラー名及び出陳犬名を主催者に提示しなければならない。

#### (ボックスローダー)

- 第13条 競技には、1名のボックスローダーを必要とする。
  - (1)競技におけるボックスローダーは、原則として当該チーム及び当該出陳者が用意する。
  - 2 主催者は、予めボックスローダーを用意しなければならない。
  - 3 ボックスローダーは、ボックスの後部末端に両足が触れる場所に位置し、ボックスにボールをセットする時及び転がったボールを回収する時を除き、直立して手を後ろに組んでいなければならない。
  - 4 ボックスローダーは、声援により犬を勇気づけることができる。
  - 5 ボックスローダーは、審査員によりそのヒートが終了したことが宣言されるまで、所定の位置を 離れてはならない。

#### (ヘルパー)

第14条 各チームは、ボールの回収及び倒れたハードルの設置を行うヘルパーを用意することができる。

# 第5章 審査員の職務

#### (審査員の種類)

- 第15条 審査員は、メインジャッジ、ラインジャッジ及びボックスジャッジの3種類とする。
  - 2 審査員長は、メインジャッジを務める。

# (メインジャッジの職務)

- 第16条 メインジャッジは、原則として2つのレーンの間、且つスタート・フィニッシュラインに位置する。ただし、必要があると考えられる場合は、位置を変更することができる。
  - 2 メインジャッジは、ヒートの勝敗、中止及び失格を判断することとする。
  - 3 メインジャッジは、ヒートの勝敗を決定する前に、他のジャッジと協議することができる。
  - 4 ヒートの終了、中止及び失格の合図は、笛を使用する。

#### (ライン・ボックスジャッジの職務)

- 第17条 ラインジャッジは2名とし、スタート・フィニッシュライン端に向かい合うように位置し、各レーンを担当する。
  - 2 ラインジャッジは、タイムキーパーを兼任する。
  - 3 ラインジャッジは、タイムの計測、スタート・フィニッシュラインにおける適切な通過確認を行う。
  - 4 ボックスジャッジは2名とし、ボックス脇に向かい合うように位置し、各レーンを担当する。
  - 5 ボックスジャッジは、犬がボックスペダルを踏んでボールを咥えたか、ボックスローダーに違反 行為がないか及びハードルの跳び越し確認を行う。
  - 6 ラインジャッジ及びボックスジャッジは、出陳犬又はチームのメンバーによる違反行為があった場合は、旗を上げてメンバーに知らせなければならない。

# 第6章 ヒート

#### (ヒート)

- 第18条 チーム競技及びダブルス競技のヒートは、2チームにより行われる。
  - 2 ヒートのスタートは、メインジャッジの合図で開始される。
  - 3 スタートの合図の前に犬の身体のいずれかの部分がスタート・フィニッシュライン (2本のスタートフィニッシュポールを結ぶ架空の線)を越えた場合は、再度スタートする。ただし、二度続いた場合は、当該犬はフライングと判断される。
  - 4 犬は静止した体勢、又はランニングの体勢からスタートすることができる。
  - 5 犬は4つのハードルを跳び越え、ボックスのペダルを踏み、ボールを咥えたまま4つのハードルを跳び越え、戻って来なければならない。
  - 6 走行中の犬の身体の一部がスタート・フィニッシュラインを越えた時、次の犬がスタートすることができる。万一、これに違反した場合、当該犬はフライングと判断される。
  - 7 走行中の犬がハードルを転倒させた場合、そのハードルが立っていると仮定して跳び越えていれば失敗とならない。ただし、ヘルパーは走行の妨害又は誘導とならない限り、ハードルを立て直すことができる。
  - 8 チーム競技においては4頭目の犬(又は、再度走らなければならなかった犬)、ダブルス競技においては2頭目の犬(又は、再度走らなければならなかった犬)の身体の一部がフィニッシュラインを先に通過したチームが、そのヒートの勝者とする。
  - 9 ヒートを3回行った内、2回勝ったチームがその競技の勝者となる。
  - 10 ヒートの終了は、チーム競技においては両チームの4頭目の犬(又は、再度走らなければならなかった犬)、ダブルス競技においては両チームの2頭目の犬(又は、再度走らなければならなかった犬)がフィニッシュした時とする。
- 第19条 個人競技のヒートは、タイムトライアルにより行われる。
  - 2 ヒートのスタートは、メインジャッジの合図で開始される。

- 3 スタートの合図の前に犬の身体のいずれかの部分がスタート・フィニッシュラインを越えた場合 再度スタートする。ただし、二度続いた場合は、当該ヒートは無効と判断される。
- 4 犬は静止した体勢又はランニングの体勢からスタートすることができる。
- 5 犬は4つのハードルを跳び越え、ボックスのペダルを踏み、ボールを咥えたまま4つのハードルを跳び越え、戻って来なければならない。
- 6 走行中の犬がハードルを転倒させた場合、そのハードルが立っていると仮定して跳び越えていれば失敗とならない。ただし、ヘルパーは走行の妨害又は誘導とならない限り、ハードルを立て直すことができる。
- 7 犬の身体の一部がフィニッシュラインを通過した場合に、ゴールとする。
- 8 ヒートを3回連続行った内、最も速いタイムを当該犬のベストタイムとする。
- 9 ベストタイムによって、成績を決定する。
- 10 妨害により、当該ヒートのタイム計測ができなかった場合は、ダミー大と当該ヒート及び残りのヒートを行う。

#### (違反)

- **第20条** チーム競技及びダブルス競技において、次の各号の一に該当した場合、当該犬はチームの最後尾で再度走らなければならない。
  - (1)出陳犬がフライングと判断された場合。
  - (2)出陳犬がいずれかのハードルを跳び越えなかった場合。
  - (3)出陳犬がボックスのペダルを踏まなかった場合。
  - (4)出陳犬がボールを咥えずにフィニッシュラインを通過した場合。
  - (5)ハンドラーの足がスタート・フィニッシュラインを越えた場合。ただし、ハードルを立て直す場合又はボールを拾う場合を除く。
  - (6)ハンドラー又はボックスローダーによるアシストがなされた場合。

# (ヒートの中止)

- 第21条 次の各号の一に該当した場合、当該チーム又は当該犬のヒートは中止とする。
  - (1)出陳犬が競技に意欲を見せない場合。
  - (2)出陳犬がレーンに排泄した場合。
  - (3)出陳犬が逸走した場合。
  - (4)出陳犬又はチームのメンバーが一方の出陳犬、またはチームを妨害した場合。ただし、出陳犬がこぼれたボールを追うことは妨害と見なされない。
  - (5)音の鳴るモチベーターを使った場合。
  - (6)メインジャッジが、中止と判断した場合。

#### (失格)

- 第22条 次の各号の一に該当した場合、当該犬又は当該チームは失格となる。
  - (1)出陳犬又はチームのメンバーによる妨害が度重なった場合。
  - (2)リング内でおやつを使用した場合。
  - (3)メインジャッジが、失格と判断した場合。

#### (規制)

- 第23条 ハンドラーは、次の行為を行ってはならない。
  - (1)審査員に対する暴力行為及び暴言。
  - (2)出陳犬に対する暴力行為。
  - (3)審査中の関係者に対する抗議行為。

# 第7章 雑 則

# (規程の改廃)

**第24条** この規程の改廃は、必要に応じてフライボール小委員会に諮問し、その答申を経て、理事会の議 決によって行う。

# 付 則

この規程は、2007年1月23日から施行する。

改正 2011年9月8日 改正 2021年10月28日